

機器管理者の皆様へ



フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により 業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を 廃棄する際の規制が強化されました。

機器は捨てるまできちんと管理を!

機器を捨てる際にフロン類を回収しないと 即座に **罰金** が科せられます!

フロン類を回収しないまま機器を廃棄すると、行政指導などを経ることなく
即座に刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象となります。

機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

フロン類の回収が証明できない機器は 引取ってもらえません!

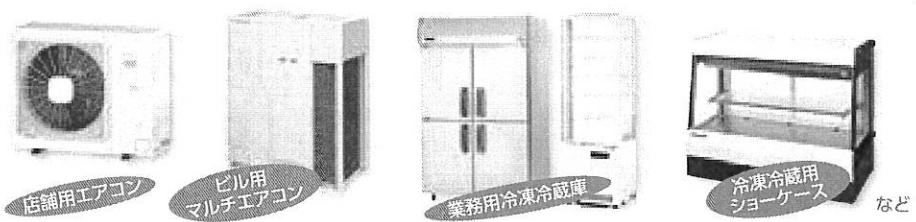


廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、
引取証明書の写しを渡してください。

引取証明書 : 充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



機器を 使用 しているとき

- 保有する機器の点検を実施してください。

※簡易点検：すべての機器に対し、3ヶ月に1回以上実施。

定期点検：一定規模以上の機器に対し、1年又は3年に1回以上、専門業者に委託して実施。

- 改正** ● 点検の記録は、機器を設置してから廃棄した後も3年間保存してください。

- フロン類の充填・回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者のみ行うことができます。

- フロン類の漏えいが見つかった場合、修理なしでのフロン類の充填は原則禁止です。

- 年間漏えい量が一定以上の場合、国に報告してください。(フロン類算定漏えい量報告・公表制度)

機器を 廃棄 するとき

- フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に依頼してください。

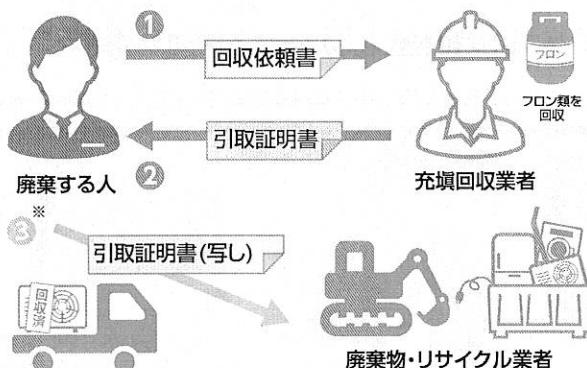
- 引取証明書(原本)は3年間保存してください。

- 改正** ● 廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡してください。(下図左)

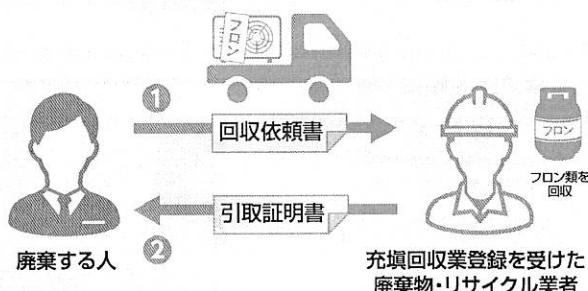
※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。(下図右)

- 改正** ● 解体工事の場合には、元請業者から事前説明された書面を3年間保存してください。

フロン類の回収と機器の処分を 別の 事業者に依頼する場合



フロン類の回収と機器の処分を 同じ 事業者に依頼する場合



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局

<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>



環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)



経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)